

# 全会社員が加入可能 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

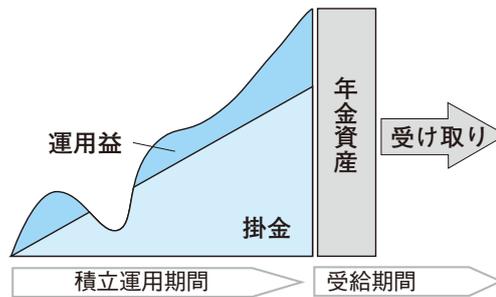
飯田橋労務管理事務所  
(商工研相談業務委嘱先)  
特定社会保険労務士  
**鈴木義一**

**Q** 従業員より、老後生活に向けて個人型確定拠出年金に加入したいと申し出がありました。事務処理はどうか対応すればよいでしょうか。

**A** 個人型確定拠出年金は、通称 iDeCo (以下、イデコ) とも呼ばれ、国民年金や厚生年金に上乗せして給付が受けられる年金制度です。節税しながら将来に向け、老後資金の準備として資産形成を進めていきます (図表①)。イデコの基本的な特徴は以下の通りです。

- ① 自分で掛金を拠出する  
自分で設定した掛金額を拠出して積み立てます。
- ② 自分で運用する  
自らの判断で選択した運用商品 (定期預金・保険商品・投資信託等) で掛金を運用し、将来の資金を準備していきます。

図表① イデコの概要



③ 年金での受け取り  
将来の受け取り額 (給付金) は、拠出した掛金の合計額 (元本) と運用益が加算され「年金」もしくは「一時金」で受け取ることになります。運用商品や運用成績によつては、元本を下回る可能性もあります。

**1. イデコへの加入資格**  
イデコは国民年金に上乗せする仕組みであることから、20歳

図表② イデコへの掛金一覧

公的年金/加入者		掛金月額
(1) 国民年金第1号被保険者 (自営業者)		68,000円
(2) 国民年金第2号被保険者 (会社員・公務員等)	① 企業年金に加入していない	23,000円
	② 企業型確定拠出年金のみ加入	20,000円
	③ 企業型確定拠出年金以外の企業年金に加入	12,000円
	④ 公務員	12,000円
(3) 国民年金第3号被保険者 (専業主婦 (夫))		23,000円

以上 60歳未満のほぼすべての国民は加入することができます。年金制度の改正により、2022年5月からは60歳以降も厚生年金に加入していれば国民年金第2号被保険者となり、65歳未満までイデコに加入することができますようになります。

**2. イデコへの掛金**  
加入者本人が拠出する掛金は、毎月5000円から10000円

単位で設定することができます。掛金の限度は、公的年金の加入区分によります (図表②)。

掛金は毎月同じ金額を拠出することになりますが、年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出 (年単位拠出) することもできます。

① 掛金額の変更  
掛金額の変更は、年に1回限り行うことができます。

② 掛金の停止

掛金の拠出は、いつでも止めることができます。掛金を拠出せずにそのまま積み立てた資産の運用のみを行う「運用指図者」に変更することは可能です。個人型年金は、基本的に60歳にならないと引き出しができないことから、継続して拠出できる金額で掛金を設定するよう助言されています。

**3. iDeCo+ (中小事業主掛金納付制度)**

図表③ 加入期間等に応じた受給開始可能年齢

10年以上	➡	60歳から70歳まで
8年以上10年未満	➡	61歳から70歳まで
6年以上8年未満	➡	62歳から70歳まで
4年以上6年未満	➡	63歳から70歳まで
2年以上4年未満	➡	64歳から70歳まで
1年以上2年未満	➡	65歳から70歳まで

イデコの掛金は、加入者本人が拠出するのが基本的な取り扱いとなっていますが、企業年金の導入が困難な中小企業にあって従業員（厚生年金被保険者）300人以下の場合、企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金および厚生年金基金）を実施していない事業主が労使合意の上で必要な手続きをとったケースでは、従業員の加入者掛金に対して事業主掛金を上乘せ（追加）して拠出することができます。

ただし、加入者掛金と事業主掛金の合計額の上限は月額2万3000円となっています。

事業主が拠出した掛金は、金額が損金に算入できます。iDeCo<sup>プラス</sup>を実施するかどうかは、企業の判断によります。

#### 4. 年金資産（老齢給付金）の受け取り

年金資産の受け取りは、イデコに加入していた期間により、図表③の年齢からとなります。原則、60歳まで途中の引き出し、脱退はできません。

年金資産の受け取り方は次の3通りから選ぶことができます。

- ① 定期的に受け取る（年金）  
5年から20年の間で設定した期間、年金として受け取れます。金融機関によっては、終身年金として受け取れる商品もあります。
- ② 一括で受け取る（一時金）  
70歳になるまでの間に一括で、一時金として受け取れます。
- ③ ①と②を組み合わせて受け取る  
運用管理機関によっては、年金と一時金を組み合わせて受け取ることを選べることもあります。

#### 5. イデコのメリット

イデコは、掛金を払うとき、運用している間に運用して得た資金を受けとるとき、それぞれの段階で税制優遇措置が講じられています。

- ① 掛金が全額所得控除できる  
仮に、掛金が毎月1万円（年額12万円）の場合、所得税率10%・住民税率5%とすると、年間1万8000円の税金が軽減されます。
- ② 運用益も非課税  
運用益は非課税となり、運用益がそのまま再投資できることとなります。
- ③ 年金資産を受け取る際の税制優遇措置  
年金としての受け取りでは「公的年金等控除」、一時金の場合には「退職所得控除」となり、給与所得と比較すれば大きな控除を受けることができます。

#### 6. 事業主による主な事務手続き

- (1) 従業員が初めてイデコに加入する場合

イデコへの加入を希望する最初の従業員が出た際、国民年金

基金連合会に事業所登録を行う必要があります。

#### (2) 現況届の提出

国民年金基金連合会に、年1回加入者の資格や限度額に変動がなかったかどうかの確認として事業主が証明を行うこととなります。

- (3) 企業型確定拠出年金をすでに実施している場合

企業型確定拠出年金に追加してイデコを行う場合、イデコに同時加入できる旨を年金規約に規定します。企業と従業員本人双方が掛金を拠出するマッチング拠出をすでに行っている場合にはイデコと同時に利用することができますが2022年10月からは、加入者ごとにマッチング拠出かイデコ加入かどちらかを選択できるようになります。ただし、掛金の合算管理の仕組みを構築する必要があります。

制度の詳細は「国民年金基金連合会」のイデコ公式サイト (<https://www.ideco-koushiki.jp/>) を参照してください。

社員のために、イデコの活用も検討してみたいかがでしょうか。